

専門職大学院の評価基準モデル

（法科大学院を除く）

平成１９年１月

（独立行政法人大学評価・学位授与機構）

はじめに

平成15年4月、学校教育法の改正により、高度専門職業人養成に特化し、理論と実務を架橋した実践的な教育を行う専門職大学院の制度が創設されました。また、同法により、その目的に応じた教育水準の維持向上を積極的に図るため、各専門職大学院は5年以内ごとに文部科学大臣から認証を受けた機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることとされました。

認証評価機関は、大学等の求めに応じてそれぞれの特質を生かして評価を実施することとされておりますが、法科以外の分野の専門職大学院の認証評価を実施する評価機関は未だ存在していない状況にあります。

大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、平成12年度の学位授与機構からの改組以来、大学等の教育研究活動の状況についての評価、評価に関する調査研究や情報の収集、整理提供等を行ってきています。また、平成17年度より大学、短期大学、高等専門学校の間別認証評価を実施するとともに、平成19年度から法科大学院の認証評価を開始することとしています。

機構では、これらの経験等を踏まえ、内外の関係者の協力を得て、「専門職大学院認証評価に関する検討会議」を設置し、専門職大学院の認証評価機関の創設を促すことを目的として、専門職大学院の評価基準を検討し、この度、評価基準モデルとしてまとめました。

評価基準モデルは、全ての専門職大学院において共通に必要と考えられる項目を定めるとともに、比較的多数設置されている「ビジネス・MOT」、「会計」、「公共政策」の3つの分野について、各分野固有の項目を付け加えたものとなっておりますが、他分野の専門職大学院においても、それぞれの分野に即した項目に置き換えたり、別途必要な項目を加えることにより活用できるものと考えています。

この評価基準モデルが、専門職大学院の認証評価について検討を行っている関係団体等において幅広く活用されることを心より期待いたします。

目 次

はじめに	i
本評価基準モデルの基本的な考え方	1
基準1 目的及び入学者選抜	2
基準2 教育課程	3
基準3 教育の成果	6
基準4 教員組織等	7
基準5 施設・設備等の教育環境	9
基準6 教育の質の向上及び改善	10

本評価基準モデルの基本的な考え方

- 1 評価基準モデルは、教育活動を中心として専門職大学院の教育研究活動の状況を評価するために、6つの基準から構成されています。
 - 2 6つの基準は、専門職大学院の教育研究活動等の総合的な状況を考慮し、専門職大学院として満たすことが必要と考えられる内容が規定されています。
 - 3 6つの基準には、基準ごとにその内容を踏まえ教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。評価を受ける専門職大学院は、全ての基本的な観点を状況について自己評価を行い、認証評価機関においては自己評価の結果を受け、基準を満たしているか、優れた点や改善を要する点があるか、などの評価を行うことが考えられます。
 - 4 評価は専門職大学院の個性や特徴が十分発揮できるよう、各専門職大学院が有する「目的」を踏まえつつ行われることが重要であると考えられます。

このため、6つの基準及び基準ごとの基本的な観点多くは、各専門職大学院が自ら定めた「目的」を踏まえた上で評価が行われることを前提とし、それが可能となるような構成・内容に留意しています。
 - 5 評価基準モデルは、専門職大学院の認証評価において分野の種類にかかわらず共通に必要な事項を網羅的に含むとともに、「ビジネス・MOT」、「会計」、「公共政策」の3つの分野について、各分野固有の項目を付け加えたものとなっています。したがって上記の3分野以外の専門職大学院についてもそれぞれの分野に即した項目に置き換えたり、必要な項目を追加することにより活用できるよう作成されています。
- ※ は、上記3分野固有の項目を示します。

基準1 目的及び入学者選抜

- ・各専門職大学院の目的（大学院設置基準第1条の2において定めることとされている目的をいう。）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に適合するものであり、当該目的が周知、公表されていること。
- ・入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- ・実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

基本的な観点

1－1

各専門職大学院の目的（大学院設置基準第1条の2において定めることとされている目的をいう。）が明確に定められているとともに、当該目的が、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」という学校教育法第65条第2項の規定から外れるものでないか。

1－2

各専門職大学院の目的が、専門職大学院の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。また、当該目的が、社会に広く公表されているか。

1－3

各専門職大学院の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

1－4

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が、適切な実施体制により公正に実施されているか。

1－5

実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

基準2 教育課程

- ・教育課程が理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、各専門職大学院の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名との関係において適切であること。
- ・教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- ・成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。
- ・学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。

基本的な観点

2-1

理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、各専門職大学院の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。

また、教育課程が次に掲げるような事項を踏まえた内容になっているか。

- (1)
- (2)

} 専門職大学院の
分野に応じた項
目を記載

※以下の3分野については、下記のような項目が考えられる。

<ビジネス・MOT分野>

- (1) 教育課程が、企業経営又は技術経営の実務に必要な専門的な知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに高い倫理観及び国際的視野を持つプロフェッショナルの人材を養成する観点から適切に編成されていること。
- (2) 組織行動、企業戦略、技術・生産管理、マーケティング、会計、企業財務などに関する内容を扱う科目が、各専門職大学院の目的に応じて適切に教育課程に盛り込まれていること。

<会計分野>

- (1) 教育課程が、会計の実務に必要な専門的な知識及び会計専門職業の現場で必要とされる独自の判断力、論理的な思考力、応用能力等を修得させるとともに会計専門職業人としての高い倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。
- (2) 財務会計に関する科目、管理会計に関する科目、監査に関する科目を重点的かつバランスよく履修させるよう配慮がなされていること。
- (3) 基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う科目がそれぞれ開設されるなど、段階的な教育を行うことができるよう教育課程が編成されていること。

<公共政策分野>

- (1) 教育課程が、政策過程全般（課題発見・整理、政策判断、政策立案（政策形成）、政策提言、政策実施、情報収集、政策分析・評価）、コミュニケーション等に係る高い専門能力、高い倫理観及び国際的視野を持つ政策プロフェッショナルの人材を養成する観点から適切に編成されていること。
- (2) 法学、政治学、経済学の3つの分野を基本に、幅広い科目を適切に学べる教育課程の編成に配慮していること。
- (3) 基本的な内容、展開的な内容、実践的な内容、事例研究等を取り扱う科目がそれぞれ開設されるなど、段階的な教育を行うことができるよう教育課程が編成されていること。

2－2

教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

2－3

授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものであり、当該分野の研究動向あるいは実務の経験を反映したものとなっているか。

2－4

履修科目の登録の上限設定等の取組を含め、単位の実質化への配慮がなされているか。

2－5

学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

2－6

標準修業年限を短縮している場合（例えば、1年制コースを設定するなど）には、各専門職大学院の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮がなされているか。

2－7

学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他研究科の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定等）に配慮しているか。

2－8

専攻分野に応じて、事例研究、現地調査又は双方向、多方向に行われる討論若しくは質疑応答、その他の適切な方法により授業を行うなど、適切な配慮がなされているか。

2－9

ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数となっているか。

2－10

教育課程の編成の趣旨に沿って1年間の授業計画、授業の内容・方法等が明記された適切なシラバスが作成され、活用されているか。

2－11

通信教育を行う場合には、面接授業（スクーリング）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

2－1 2

学生の履修指導及び学習相談、助言が学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われているか。

また、通信教育を行う場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

2－1 3

各専門職大学院の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

注：公共政策分野の専門職大学院においては、法学、政治学、経済学など幅広い履修内容が必要であることを踏まえ、当該専門職大学院において40単位以上の修得を修了要件とすることが望ましい。

2－1 4

成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

また、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているか。

2－1 5

学生の状況や各教員の授業内容、指導方法等について、教員間で情報が共有され、必要な対応が図られているか。

基準3 教育の成果

- ・各専門職大学院の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

基本的な観点

3－1

単位修得、修了の状況、資格取得の状況等から判断して、各専門職大学院の目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。

3－2

授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、各専門職大学院の目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。

3－3

修了後の進路の状況等の実績や成果から判断して、各専門職大学院の目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。

3－4

修了生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、各専門職大学院の目的に照らした教育の成果や効果が上がっているか。

基準4 教員組織等

- ・教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- ・教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。
- ・教育の目的を達成するための基礎となる研究活動等が行われていること。
- ・教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

基本的な観点

4－1

教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

4－2

教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

また、それらの教員のうちには、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員が、専攻ごとに「文部科学大臣が別に定める数」（平成15年文部科学省告示第53号第1条。以下同じ。）以上置かれているか。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

4－3

教員の過去5年間程度における教育上又は研究上の業績等、各教員がその担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び評価の結果の公表その他の方法で開示されているか。

4－4

専任教員のうち、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（以下、実務家教員という。）が、「文部科学大臣が別に定める数」のおおむね3割以上に相当する人数^(※)置かれているか。

※ 3割に3分の2を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内の人数については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。

4－5

実務家教員が、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当しているか。

4－6

各専門職大学院において教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授が配置されているか。

＜以下については会計分野の専門職大学院のみ適用＞

特に、基本的な内容の科目（財務会計、管理会計、監査等）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任の教授又は准教授が置かれているか。

4－7

各専門職大学院の目的に応じて教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、サバティカル（研究専念期間）制度、任期制、公募制、テニユア（終身在職権）制度等の導入、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保等が考えられる。）が講じられているか。

4－8

教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、運用されているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

4－9

教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

4－10

教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

4－11

専門職大学院の教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

基準5 施設・設備等の教育環境

- ・専門職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。
- ・学生相談・助言体制等の学習支援及び学生の経済支援等が適切に行われていること。
- ・専門職大学院における教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有していること。
- ・各専門職大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及び事務組織が整備され、機能していること。

基本的な観点

5－1

専門職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備（例えば、講義室、演習室、実習室、教員室等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

5－2

自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

5－3

図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

5－4

学生が在学期間中に専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言など、支援体制が整備されているか。

5－5

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言が適切に行われているか。

5－6

特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる）への学習支援、生活支援等が適切に行われているか。

5－7

専門職大学院における教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有しているか。

5－8

管理運営のための組織及び事務組織が、各専門職大学院の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。

5－9

管理運営のための組織及び事務組織が、各専門職大学院の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

基準6 教育の質の向上及び改善

- ・教育の状況等について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- ・教員等に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

基本的な観点

6－1

専門職大学院における学生受入の状況、教育の状況及び成果や効果について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が組織的に行われているか。

6－2

学生からの意見聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

6－3

学外関係者（当該専門職大学院の教職員以外の者。例えば、修了生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見や専門職域に係わる社会のニーズが教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

6－4

自己点検・評価の結果が専門職大学院内及び社会に対して広く公開されているか。

6－5

自己点検・評価の結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

6－6

個々の教員は、自己点検・評価の結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

6－7

ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

特に、実務家教員の教育上の指導能力の向上及び研究者教員の実務上の知見の充実に努めているか。

6－8

ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

専門職大学院認証評価に関する検討会議委員名簿

(◎主査、○副主査)

	あがた 縣	こういちろう 公一郎	早稲田大学教授
	ありのぶ 有 信	むつひろ 睦 弘	株式会社東芝執行役常務
	いそべ 磯 部	つとむ 力	立教大学教授
○	いと 伊 藤	ふみお 文 雄	青山学院大学大学院国際マネジメント研究科長
	えがわ 江 川	まさこ 雅 子	ハーバード・ビジネス・スクール日本リサーチ・センター長
	えんかわ 圓 川	たかお 隆 夫	東京工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科長
	おぎうえ 荻 上	こういち 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
	かめおか 亀 岡	あきお 秋 男	北陸先端科学技術大学院大学特任教授
	きくち 菊 地	あつこ 敦 子	人事院事務総局審議官
	さたけ 佐 竹	まさゆき 正 幸	日本公認会計士協会常務理事
◎	すぎやま 杉 山	たけひこ 武 彦	一橋大学長
	たかだ 高 田	としふみ 敏 文	東北大学教授
	たかはし 高 橋	のぶお 伸 夫	東京大学教授
	どひ 土 肥	かずふみ 一 史	一橋大学教授
	ながの 永 野	のりお 則 雄	法政大学教授
	なかはら 中 原	としたか 俊 隆	京都大学教授
	なかむら 中 村	けんいち 研 一	北海道大学教授
	やまだ 山 田	れいこ 礼 子	同志社大学教授

関係法令

学校教育法（抄）

（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

第六十五条

- ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

第六十九条の三 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- ② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- ③ 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- ④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。

学校教育法施行令（抄）

（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）

（認証評価の期間）

第四十条

法第六十九条の三第二項（法第七十条の十において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は七年以内、法第六十九条の三第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

大学院設置基準（抄）

（昭和四十九年六月二十日文部省令第二十八号）

（教育研究上の目的の公表等）

第一条の二

大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。

専門職大学院設置基準

(平成十五年三月三十一日 文部科学省令第十六号)

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六条）第三条、第八条、第八十八条の規定に基づき、専門職大学院設置基準を次のように定める。

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 教員組織（第四条・第五条）
- 第三章 教育方法等（第六条—第十四条）
- 第四章 課程の修了要件（第十五条・第十六条）
- 第五章 施設及び設備等（第十七条）
- 第六章 法科大学院（第十八条—第二十五条）
- 第七章 雑則（第二十六条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 専門職大学院の設置基準は、この省令の定めるところによる。

- 2 この省令で定める設置基準は、専門職大学院を設置するのに必要な最低の基準とする。
- 3 専門職大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

（専門職学位課程）

第二条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

- 2 専門職学位課程の標準修業年限は、二年又は一年以上二年未満の期間（一年以上二年未満の期間は、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合に限る。）とする。

（標準修業年限の特例）

第三条 前条の規定にかかわらず、専門職学位課程の標準修業年限は、教育上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が二年の課程にあっては一年以上二年未満の期間又は二年を超える期間とし、その標準修業年限が一年以上二年未満の期間の課程にあっては当該期間を超える期間とすることができる。

- 2 前項の場合において、一年以上二年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。

第二章 教員組織

(教員組織)

第四条 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。

第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

- 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
 - 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 2 前項に規定する専任教員は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第九条第一項に規定する教員の数に算入できないものとする。
- 3 第一項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。

第三章 教育方法等

(教育課程)

第六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業を行う学生数)

第七条 専門職大学院が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

(授業の方法等)

第八条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

- 2 大学院設置基準第十五条において準用する大学設置基準第二十五条第二項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

第九条 専門職大学院は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育を行うことができるものとする。この場合において、授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準（昭和三十六年文部省令第三十三号）第三条中面接授業又はメディアを利用して行う授業に関する部分、第四条並びに第五条第一項第三号及び第二項の規定を準用する。

(成績評価基準等の明示等)

第十条 専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第十一条 専門職大学院は、当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(履修科目の登録の上限)

第十二条 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第十三条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第十四条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該専門職大学院に入学した後の当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のものについては、前条第一項及び第二項の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

第四章 課程の修了要件

(専門職学位課程の修了要件)

第十五条 専門職学位課程の修了の要件は、専門職大学院に二年(二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、当該専門職大学院が定める三十単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

(専門職大学院における在学期間の短縮)

第十六条 専門職大学院は、第十四条第一項の規定により当該専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第六十七条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該専門職学位課程の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職大学院に少なくとも一年以上在学するものとする。

第五章 施設及び設備等

(専門職大学院の諸条件)

第十七条 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする。

第六章 法科大学院 (略)

第七章 雑則

(その他の基準)

第二十六条 専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準（第九条の二、第十一条、第十三条を除く。）の定めるところによる。

2 この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、専門職大学院に関し必要な事項については、文部科学大臣が別に定める。

附則

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

2、3 (略)

専門職大学院に関し必要な事項について定める件（抄）

（平成十五年文部科学省告示第五十三号）

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第五条第一項、同条第三項、第十九条及び第二十六条第二項の規定に基づき、専門職大学院に関し必要な事項について次のように定め、平成十五年四月一日から施行する。

なお、平成十一年文部省告示第百七十七号（高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を専ら養うことを目的とする修士課程に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）は、廃止する。

（専攻ごとに置くものとする専任教員の数）

第一条 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成十一年文部省告示第百七十五号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の一・五倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に四分の三を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき一人の専任教員を置くものとする。

- 2 前項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程について一専攻に限り専任教員として取り扱うものとする。
- 3 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授でなければならない。

（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員）

第二条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。

- 2 前項に規定するおおむね三割の専任教員の数に三分の二を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。
- 3、4 （略）

